

123号

広報 しんち

5月1日現在 ()内は前月比
1,994世帯 (+4)
男 4,354人 (-10)
女 4,480人 (-6)
合計 8,834人 (-16)

56/6



わたくしたちの町づくり⑤

早起き

ソフトボールリーグ

「技術は二の次、親ぱくと体力づくり」が合い言葉の早起きソフトボールが五月十七日から始まつた。

結成二年目のこのリーグ、今年の参加は一般の部二十四チーム、壮年の部(四十歳以上)五チームの二十九チームで、昨年より十二チームも多い。チームは各部落が単位となつてつくられ、リーグの登録人数は五百八十名を数える。

こんなにチームとなつたソフトボール、野球と違つて手軽に、誰でも参加できるスポーツとあって、リーグ参加以外の地域でも、来年に向けて結成の動きがあるとのこと。スポーツを通して新たなコミュニケーションづくりとしても、大いに期待したいものである。

十七日の開会式当日は、あいにくの雨模様ながら、百五十名の参加選手たちが午前五時からの開会式に臨んだ。試合は一般の部、A、B、C、壮年の部の四部に分かれ二十日から始まつてゐるが、各チームとも今年は優勝をと、試合にかけるいきごみは盛んである。

試合開始時間は午前五時、この時間までメンバーがそろわないと負けてしまう。こうしたことから、試合の勝負は、技術もさることながら、前日からのコンディショニングづくりも大きく影響してくるという。

試合は町民グラウンドなど六会場で行われているが、八月九日の最終戦まで、早朝の熱の入った試合が続く。

ゴミの出し方

町では、燃えるゴミを相馬方部衛生組合、燃えないゴミについては民間業者に委託し、それそれ収集処理にあたっています。

燃えるゴミと燃えないゴミが混じっていると処理がおくれ、日程どおりのスムーズな収集に支障をきたします。みなさんのちょっとした心づかいで能率よく収集できますので、皆さんのご協力をお願ひいたします。

——ゴミについてのお問い合わせは
役場住民課へ——

●燃えるゴミ



紙類、木片、革製品、布類、魚の骨、残飯等台所の生ゴミ、茶ガラ等(水をよくきつて)

④ ナイロン、ビニール類、ゴム製品は炉をいためるため、収集いたしません。

* ゴミは紙袋を使用し、ほどけないよう結んでください。重さは10kg以下に(ダンボールならミカン箱以下)し、部落氏名を忘れず記入してください。

●燃えないゴミ



④ 家屋の解体残物、ブロック(コンクリート)、貝殻、燃えがら、農薬や毒物の入っている容器は収集いたしません。

④ 「電球」「螢光管」「空スプレー」等を出す時は、中のガスを完全にぬいてから出してください。

* ゴミはダンボールかビニールの肥料袋を使用し、種類別にわけ、散乱しないようにナワ等でしっかりと結んでください。また部落、氏名を忘れず記入してください。

5月(15、16、18日)の不燃物収集状況(5月19日調べ)

収集場所	収集時点	出しあれ	収集できないゴミ	収集場所	収集時点	出しあれ	収集できないゴミ
作田公会堂前	完全収集			富倉目黒勝美宅東側	完全収集		
作田農協倉庫前	完全収集			城内川部寿範宅東側		可燃物等13コ	
崎浜長坂智雄宅北側	完全収集		可燃物6コ	駒ヶ嶺河原榮一宅前	完全収集		
釣師北畠水防倉庫前			可燃物50コ	大須賀氏の碑前	完全収集		
大戸浜公会堂入口	2コ	可燃物6コ		新町遠藤商店前	完全収集		
今泉防倉庫前	完全収集			沢口公会堂前		可燃物1コ	
今神公会堂前	完全収集	2コ		鉄炮町火の見前	完全収集		
藤崎公会堂前	完全収集	2コ		明地火の見前	完全収集		
渋民渡部馨宅東側	完全収集			大山田バス停前	完全収集		
中里荒力宅東側	完全収集			上真弓水神十字路	完全収集		
木崎公会堂前			可燃物2コ	下真弓公会堂前			混入物1コ
中島公会堂前			灰 2コ	岡公会堂		10コ	灰 7コ
町営住宅前			土まじり等混入物9コ	杉目公会堂		2コ	可燃物等4コ
小川公会堂	完全収集	9コ		菅谷公会堂	別途収集予定		
富倉原入口				高田公会堂			
(冷蔵庫外25コが出ている)							

ゴミはきちんと

決められた場所に

—完全収集にいま一步—

ゴミは決められた日、決められた時間に出すのが原則です。燃えるゴミは毎週水曜日、燃えないゴミは毎月十五日から十七日まで、収集日当日の午前九時まで収集場所に搬入することになっています。出されたゴミは決められた日、決められた時間に出すのが原則です。燃えるゴミと燃えないゴミが混じっていると処理がおくれ、日程どおりのスムーズな収集に支障をきたします。みなさんのちょっとした心づかいで能率よく収集できますので、皆さんのご協力をお願ひいたします。

——ゴミについてのお問い合わせは

役場住民課へ——

ゴミを見た場合でも、燃えるゴミと燃えないゴミとが混入していたり、ゴミ収集後にゴミが搬入されたりとまだルールが守られていません。

燃えるゴミと燃えないゴミが混じっていると仕分けに手間がかかります。また、燃えないゴミとして出された中に、毒物、劇物、農薬などの有毒物の容器が混入して、作業員が中毒にかかることがあります。自分一人という気持ちは出されると、お互に迷惑がかかることがあります。一人ひとりがお互いに注意し、迷惑をかけないようにしましょう。



第二行政区では、老人クラブがゴミの出し方について各家庭を指導。収集日当日は、婦人会などとともに、搬入されるゴミの中味を点検するなど、地域をあげてきれいな町づくりに努めています。



みんなの協力で快適な生活環境

追放しようゴミ公害

わたしたちが望む暮らしやすい快適な生活環境とは——まずやかな空気、そして静けさ、のびのびと大手を振って歩ける通り、緑あふれる公園、そして何よりもゴミのない清潔な町など、いろいろあげることができます。

しかし、このような快適な環境も、ただ待ち望んでいるだけではなくなかなか実現しません。

ここに地域の、近隣社会の環境美化は、そこに住み生活するわたしたち自らの心ばかりとお互いの協力を

六月五日から十一日までの一週間は「環境週間」。ことしも「よりよい環境を求めて」をテーマに、いろいろな行事が行われます。

快適な生活環境をつくるために、今月はわたしたち自身の身近な環境問題、ゴミに目を向けてみました。

一人ぐらいはやがてはゴミの山

道路や公園、川などにゴミを捨ててはいけないことは、だれでも

が知っています。

また、公園や行楽地などで花を

とつたり、芝生を荒したり、ある

いは、ところかまわズタンやツバ

をくのは、公衆道德に反する行為であることを、わたしたちはよく知っています。

こうしたマナー、あるいは公衆

道徳を守ることによって、わたしたちの快適な生活環境が維持されることはいうまでもありません。

ところが、実際はどうでしょう

か。

町内をみわたした場合でも、海岸や鹿狼山の林の中などいたるところにゴミが捨てられています。

また、道路のわきにはタバコの吸いがらやあきかんが散乱し、せつ

かくの美感をそこねています。ゴミがあると、そこが公認のゴミ捨て場だと思われ、車で遠くからでも捨ててくるため、たちまちゴミの山ができます。「自分のまわりにさえゴミがなければ」という無責任な気持ちで捨てる量のゴミも、塵も積もれば山となるとのとえのとおり、やがては膨大な量になります。

ゴミを捨てることは簡単ですが、自然を壊し多くの人に迷惑をかけ、かたずけるのに多くの労力と費用を必要とします。自分一人ぐらいためゴミを捨てたって……というような気持ちでいるといつまでたつても「よりよい環境」は実現できません。「ゴミは決められた日

に、決められた場所に、決められた方法で」を合いことばに、みんなで協力していいきれいな町づくりをしていきましょう。

この法律によって、一般廃棄物(日常生活からでるゴミ、粗大ゴミ、廃油等)を不法投棄した場合は、三ヶ月以下の懲役又は二十万円以下の罰金、産業廃棄物を不法投棄した場合は、六ヶ月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処せられますのでご注意ください。

町内に不法投棄されるゴミが後をたまらないが、これらの不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって、厳重に罰せられます。

この法律によって、一般廃棄物

(日常生活からでるゴミ、粗大ゴ

ミ、廃油等)を不法投棄した場合

は、三ヶ月以下の懲役又は二十万

円以下の罰金、産業廃棄物を不法

投棄した場合は、六ヶ月以下の懲

役又は三十万円以下の罰金に処せ

られますのでご注意ください。

不法投棄は罰せられます



▷出生(届出は14日以内に)

おめでとうございます。
麻衣子 横山 豊秋 鉄炮町

裕輝	大堀	計岡
美由紀	斎藤	幸男 新地町
優香	富谷	好孝 新地町
貴幸	阿部	俊明 新地町
浩康	鈴木	義雄 駒町

▷死亡(届出は7日以内に)

羽田	忠治	77 口浜師向
門馬	広	46 沢堺釣北原原
斎藤	八男	53
星	邦夫	36
寺島	久雄	82
志藤	リキ	86

4月届出

児童手当の受給者は、毎年六月一日から同月三十日までの間に、児童手当現況届を役場に提出しなければなりません。なお、その年の六月以降は受給資格がなくなると思われる場合であっても、同様です。

この児童手当現況届は、受給者の前年の所得の状況と六月一日現在の養育の状況などを毎年確認するための届です。

もし、この届を出さないと、引き続いて受給資格があつても、六ヶ月分以後の児童手当の支払を受けることができなくなりますので、必ず提出してください。

請求をお忘れなく

児童手当は十八歳未満の児童が三人以上あり、出生順に数えて三人目(中学卒業前)以降の児童一

町史編さんにご協力を
町では現在、町史の編さんをす
すめていますが、最も大事なこと
は、各家庭にある「古い文書類」
「郷土のおもなでき事に関する文
獻」、昔からの「講」や「契約会」
「大字会」などの記録、家系図など
を集めておられます。こうした書類や、その他手紙に
関係なく町史編さんに参考になる

●届出・申請などの手続がわ
からない
●生活上のことで、なやんでい
る、困っている——など。
▽相談先
福島県原町合同庁舎
相双行政事務所

おこやみ申し上げます。
羽田 忠治
門馬 広
斎藤 八男
星 邦夫
寺島 久雄
志藤 リキ

△死亡(届出は7日以内に)
おこやみ申し上げます。
羽田 忠治
門馬 広
斎藤 八男
星 邦夫
寺島 久雄
志藤 リキ

△出生(届出は14日以内に)
おめでとうございます。
麻衣子 横山 豊秋 鉄炮町

児童手当の現況届はお済みですか

ような書類(文献)がありましたら、ぜひ複写をさせて頂くようご協力をお願いいたします。
公民館(☎二〇八五、二二一一)にご連絡いただければ、すぐに係員がお伺いします。

電波は正しく
使いましょう

6月1日～10日は

電波法違反防止旬間

最近、使用が認められない無線機を、自家用車やタンブラー、長距離輸送トラック、あるいは船などに取りつけて、不法に使用する人がいます。これをハイパワー市民ラジオと呼んでいます。

電波はそれぞれ用途が定められており、これを無視してハイパワー市民ラジオなどを勝手に使うことは、テレビやラジオに妨害を与えるほか、船舶や航空機の安全な航行又は救急車、消防車の緊急連絡などの通信に妨害を与えることがあります。

このため、郵政省では、六月一日から六月十日までの期間を「電波法令違反防止旬間」と定め、全国的に広報活動を強化することにしました。また、年間を通じてハイパワー市民ラジオの絶滅のため日夜努力しております。悪質なものは告発を行っております。

もし、皆さんの知り合いの人で、ハイパワー市民ラジオを使用していると感じられたら、体刑や罰金などの処分を受けることがありますので、直ちにやめるよう注意してあげてください。

お気軽にご相談を
県政相談

県では行政事務所内に県政相談コーナーを設け、みなさんの相談に応じています。お気軽にご相談ください。

相談内容は――

●県などの仕事に対する意見や
要望とか苦情

●届出・申請などの手続がわ
からない

●生活上のことで、なやんでい
る、困っている——など。

相談の申出は面接、電話、文書
のいずれでも結構です。相談は無
料です。

人に対し、月五千円が支給されます。また、町民税で均等割だけが課税されるかたは、月六千五百円が支給されます。

これは役場窓口で認定請求をすることで権利が発生しますので、出生届、転入手続の際は、忘れず請求してください。請求届を提出した翌月分から支給されます。

四月
8日 南狼沢問題調査特別委員会
13日 新地養蚕組合総会
14日 農業委員会月例会
15日 相馬地方水道協会監査
16日 定例課長会 農協通常総会
17日 東北・東京電力副社長来庁
議会運営委員会
18日 新地地区運転者会総会 古
館観桟会
19日 消防団春季検閲式
20日 町防犯協会理事会、総会
21日 南狼沢問題調査特別委員会
22日 新地北工業団地企業誘致促
進特別委員会
23日 定例教育委員会
24日 民生委員会 丸森線期成同
盟会総会
25日 スポーツ少年団結団式
26日 旧議員との懇談会
27日 火力発電所誘致促進特別委
員会 駒ヶ嶺養蚕組合総会
28日 相馬地方町村会 電源地域
振興特別立法制定促進期成
同盟会設立総会
29日 公設卸売市場整備協議会
30日 大沢地内採石調査特別委員
会
31日 相馬地区防犯協会理事会
全国簡易水道協会東北・北
海道ロック会議

所長日誌
楊年二